

東京都板橋区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
○東京都板橋区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例 平成27年３月13日東京都板橋区条例第21号	○東京都板橋区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例 平成27年３月13日東京都板橋区条例第21号
第１条　略 （基本方針）	第１条　略 （基本方針）
第２条　略	第２条　略
２ センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第１号イ_____に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 （職員に係る基準及び職員の員数）	２ センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第１号ロ（２）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。 （職員に係る基準及び職員の員数）
第３条　一のセンターが担当する区域における第１号被保険者（法第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 <u>（地域包括支援センター運営協議会が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）</u> は、原則として次のとおりとする。	第３条　一のセンターが担当する区域における第１号被保険者（法第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数_____ _____ _____ _____ _____は、原則として次のとおりとする。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
２ 前項の規定にかかわらず、 <u>地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げ</u>	本項追加

新	旧																
る常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。																	
3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。	2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																
以下略	以下略																